

終戦後のわが国生命保険事業について

著者	川元 英二
雑誌名	関西大学経済論集
巻	5
号	7
ページ	819-839
発行年	1955-11-30
その他のタイトル	Life Insurance Business in Post-war Japan
URL	http://hdl.handle.net/10112/15740

終戦後のわが國生命保險事業について

川 元 英 二

は し が き

我が國生命保險事業はその誕生を見てから七十年、その間斯業の信用をいたく傷つけた生命保險会社の濫立や、同事業にもいろいろな波紋を投げた幾つかの恐慌や戦争等を経験して、幾多の波瀾をもちろん免れなかつた。しかし大勢としては我が國經濟力の發展に伴い、順調な伸展を遂げ、戦前には世界第三位の保險國と称されるまでになり、日華事変に入つてからは、その長期貯蓄の性格から、太平洋戦争の終結に至るまで、一きわめだつ發展を遂げた。

しかし我が國總力を尽しての今次戦争の大敗北により、我が國生保会社はその諸々の悪影響に、類なき次の道を歩まさせられた。

このような苦惱を与えたものの一つは大敗戦に伴う全外地の喪失がもたらした在外資産の消失であつて、そのため資産に大きな痛手を蒙つた。次には猛インフレーションの跳梁である。戦後襲來したインフレーションは、幸にかつてのドイツのような破局にまでは至らずに済んだとはいえ、相当長期間にわたる立て続けの物価の急騰、ない

しは貨幣価値の暴落により、新契約面において極度のジリ貧的不振を生んだが、また既契約管理の面でも悪化する保険料収入と、相次いで急増する事業費のため、收支の不均衡を招いていた。

猛インフレは、生保会社に対しその收支経理面だけでなく、貸付ならびに確定利付有価証券がその大部分を占める資産の面においても、目にみえる日ごとの価値減少を来たし、これをいためつけていた。ことに生保会社はその性質上長期投資を主としていたので、猛インフレには弱い金融機関のうちでもとりわけひどい苦杯をなめさせられた。

生保会社の資産に追い打ちの一撃を加えたものに、戦時補償の打切りがある。同補償打切りの悪影響が金融機関に皺寄せして解決されたとは、広く世に言われているところで、軍需会社へ多額の貸付を行い、その株式を所有していた生保会社が、これがため少なからぬ悪影響を受けたのはいうまでもない。

この一大試練に際して事業再建の突破口を見出すべく、昭和二十二年五月の日本生命を口火に、各社が続々と新会社を発足させ、ここに我が国生保事業再生の契機が作られたのであった。

1 終戦後の生保会社の新契約

戦後においての相次ぐ貨幣価値の暴落は、世人の生保契約への関心をなくする幾多の素因を包蔵していた。先づ挙げられるのは、世人が加入している既契約の価値が日一日とインフレの大洪水に押し流されていたことで、それまでは相当の大口ともいふべき保険金額一百万円の契約も、いまや闇物価が一〇〇倍（二十一年）にもなれば、その値打はただの百円に急減した理で、これがため受ける既契約者の心理的衝撃は、新契約募集にマイナスの作用をす

るのは避けられなかつた。

またあの日ごとに目にみえて物価が騰貴し、人々が食糧危機におびやかされている時には、一般人は保険加入の経済的余裕もなく、一方いわゆる新興階級、新円階級といわれる人々も、身みずから暴落する貨幣価値を経験しては、長期貯蓄の性向の濃い生命保険契約は結ぶ心も失せ、それよりは目のあたり値上り益のある物品の買入れへと走つた。

いま銀行の定期預金をみるに、銀行預金はインフレ下の通貨の増発、商品価格の昂騰、取引金額の増大に伴い膨脹して行く通貨の還流で、いわゆる営業預金的のものが大半を占めるとはいえ、ともかく激増し易い性格を持つているが、しかもなお長期といつてもわずか半年一年預入れの定期預金においては、他にも理由があつたであらうけれども、猛インフレ期にはその増加割合は当座預金に比し遙かに少なかつた。⁽²⁾

註(1) 山中宏「我国生保事業の再建と前途」生命保険経営第十七巻第四号、一二頁

(2) 普通銀行主要勘定(日本統計年鑑昭和二十四年版五五四頁)の新勘定当座預金は二十一年八月の一五一億円から二十二年十二月には四倍の六〇八億円と激増しているに拘わらず、定期及据置預金は一九三億円から三〇〇億円と五割増したにすぎなかつた。

このときに際し多数会社がインフレの燃えさかる昭和二十一年四月頃から、五年後には自動的に養老保険となる五年定期付養老保険を発売したのも、まず五年間は安い保険料で、このような時節にも加入し易いようにと時潮にかんがみてのことで、この嶄新な新種は当時業界を風靡したものであつた。

二十一年八月、金融機関経理応急措置法によりいわゆる保険金額一万円超過部分の棚上げが断行されたことも、新契約獲得を阻害した。このことはそれまでの大口の、また当時も経済的に有力な、多数の既契約者に、たとえ敗

終戦後の我が国生命保険事業について(川元)

八四

戦と政府の政策によるやむを得ぬ措置であつたとはいへ、強い不快の念を呼び起したことはくどく言う必要はない。二十一年八月実施の金融機関経理応急措置法によつて、保険金一万元以下の部分が、政府により保証されることになつたことは、一面において従来全幅の信頼をおいていた生命保険会社にも敗戦によるとはいへ、資産内容上疑念の差し挟まれる節々のあることを世上に表明したことになり、新契約勧誘に一つの障害を作つた。

これ等の踵を接して起る悪材料は、さなきだに虚脱状態にある一般人に対して、生命保険への関心を失わせるのに充分以上のものであり、かくて新契約成績を、左表のようにインフレーションに追従せぬものにした。

全社 新契約業績 (単位百万円)

十七年度	八、九九二
十八年度	一二、二五〇
臨時十八年度	四、三六四
	(自十九年一月至同年三月)
十九年度	一六、九八〇
二十年度	一〇、五四六
二十一年度	二三、五九八
二十二年度	一三四、三一三

全社月別新契約高 (単位百万円)

	二十年	二十一年	二十二年
四月	一、一七三	六〇九	二、八一五
五月	一、四五三	一、〇〇五	四、四一九
六月	一、〇〇四	一、一五四	五、一七〇
七月	七六八	二、一三二	八、五一〇
八月	四六五	二、一七九	九、〇七九
九月	二二二	一、五四三	一、四八五
十月	三二二	一、六九二	一、〇、一六〇
十一月	六六二	一、九八一	一、九、一〇一
十二月	六〇二	二、三六一	一、三、一七六
一月	八二六	一、九二三	一、三、二一九
二月	一、〇九八	二、五四六	一、四、三六七
三月	八三三	四、四五九	二、七四八

備考 生命保険協会調

右の表を見ると、昭和二十年度すなわち戦争末期から終戦後二十一年三月末へかけての一年間の業績は、物価暴騰率と比較してはもちろんのこと、十九年度とくらべてもガタ落ちである。二十一年度は十九年を四割方上廻るに至つたが、貨幣価値の暴落ぶりとは比べては、この收獲も所期のものにははるか遑遠なものであつた。

このような物価の暴落とあまりにもかけ離れた新契約高の獲得は、外務員の生活を困窮へ追い込むものであつた。もともと生命保険の外務員は、その持場区域内の経済地理に精通し、また販売能力の卓越した人々であるが、さなきだにこれらの人々に当時盛行を極めた闇商売の差し延べている誘惑の手が異常に魅力的であつたので、新契約成績の容易に平常化できぬ事情下にあえぐ外務員が、とかく本業から脱落して闇の道へと逸れて行くのも無理からぬことであつた。

このような環境下では、新契約向上に不可欠の新外務員の拡充は至難事であることはもちろん、百戦練磨の古武者でさえ業界を離脱しようという危機をはらんでいたのである。

最後に看過し得ないのは後項に述べる経理上の部面からの新契約成績への重圧であつて、成績の不調はいわば外野活動資金の不足を招き、同資金の不足は成績の不調を来すという、じり貧的悪循環を当時起していた。

2 終戦後の生保会社の收支経理

金融機関はこの断面において、概して猛インフレに脆弱な性格を持つて³⁾いる。他事業では一般的に、たとえば製造事業を取つてみてもインフレにより激増した物件費、人件費も製品の原価に繰り入れられ、しかも日に月に上る価格によつて少なからぬ利益をあげることができる。それに手持の製品、半製品ないし原料は巨利を得る源泉にな

る。

物品販売業でもインフレ時の短時日に上る価格差で、売買の間に大利を博することができる。だが金融機関では、投資の一主力をなす貸付をみてもその貨幣価値の高い時に貸付けた貸金がその価値の激減した時に、インフレに比較してはおよそわずかな利子がつくものの、いわばそのまま返却されたようなもので、インフレによる利益にはほとんどあづからないのである。確定利子付の公債や債券の類はもちろんインフレによる利益は生まず、株式でも戦時中投資の上にいるいろいろな規則があり、軍事産業中心に投資していたとすれば、敗戦後のインフレで利益の得られるのは、一部の株式のみで、敗戦による値下り株が大半を占め、戦後はむしろ損失となつていたのである。

不動産はインフレで値上りするけれども営業用のものが大部分を占め、値上りがあつても特にそれで営業資金に使用できる利益はあまり得られないのが実状であつた。

一方平時は、比較的僅少を占める営繕費、調度品、消耗品等の物件費や、俸給、旅費等の人件費は物価の昂騰に伴い、その受ける影響の直接間接、あるいは遅速の差はあれ、急増を来たし、初めは内部保留金で賄うにしても、猛インフレの下では間もなく枯渇して赤字を余儀なくされるのである。

さりとて金融機関は、インフレが急進したといつて法規上からも貸出利率をやたらに引上げたり、直接物品販売業に進出できるものでない。また会社への返済元本や支払利子に通貨価値の変動とともに変動する安定価値計算を採用することも、その一般的実施が是認される環境にならぬ限り、実行不可能のものである。⁽⁴⁾

生命保険会社も金融機関としての一面を持つているので、叙上の不利な地位にあるのを免れなかつた。それに新契約の項に記したように激烈なインフレ下では新契約の募集は、生保契約の長期貯蓄的性質のため、銀行等の出し

入れ自由な預貯金の獲得よりも、はるかに不利な地位にあつた。なおこの新契約の不振は次に述べるような経理上への悪影響を招き、この両者の悪循環を育みつゝあつた。さらに物価の暴騰は、既契約の維持の面でも、既契約保険料払込の終戦後における急減と相まつて、生命保険会社の経営を苦境に陥らせていた。

このように猛インフレは生保会社の收支経営面を新契約ならびに既契約維持の両面から痛めつけていたのであるが、これに加えて約款上では全額支払の義務のない、あのような大戦乱による莫大な死亡保険金の無条件全額支払⁽⁵⁾や、敗戦ならびにインフレによる資産への大きな打撃も、收支面で会社を窮地に追い込んでいた。

註(3) 吉野俊彦「インフレーションの経済学」五七頁

(4) 吉野前掲書、五八―五九頁

(5) 次項の「戦争による死亡支払保険金」参照

次に新契約費ならびに維持費についての検討へと進むのであるが、こゝにそれぞれの経費を支出すべき財源は、一応新契約費は新契約の収入保険料から、維持費は既契約の当年度分収入保険料からの建前に立つものとする。

まず新契約について述べれば、新契約成績の多少にあまり関係のない支社支部における人件費、物件費等の固定経費は、物価の奔騰によつて、従前よりもはるかに大きい金額となつたが、新契約保険料中これに使用できる部分は保険料の一定の割合に限定されているので、この使用可能部分は、新契約業績のインフレに追隨しない場合、固定的経費にその多くを食われ、必然に会社が新契約募集手数料、その他新契約募集活動に当て得る資金源の貧弱化に拍車をかけ、これに大きな重圧を加えた。

もつとも蓄積利益金が豊富にあれば、これを流用する手もあるけれども、それとても激化するインフレには、間もなく枯渇する運命にあり、それにもともと敗戦により後項に述べるように資産に深傷を蒙り、これ等社内留保金

はその補填に充当しなければならぬ事態にあつてみれば、このような期待は夢想に等しかつた。

既契約の維持費もまた急騰する物価の悪影響にあえいだ。新勘定（二十一年八月十一日から設けられる）の既契約一件平均を仮に二五〇〇円とし、終戦までの実際上の既契約一件処理維持費を保険料の中のこれに使用できる枠、たとえば保険金一〇〇〇円に対して五円、前記の一件平均二五〇〇円に対しては一二円五〇銭で賄い得たこととし、また戦後物件費ならびに人件費を闇物価でなく公定価格で考慮することとした場合、たとえば二十一年七月には日銀小売物価指数（公定価格）が、終戦時の七倍になっているので、保険料中の右の枠に対しその六倍の部分、すなわち一件平均七五円ははみ出るわけであつた。このようにして予定収入保険料が万遺憾なく払い込まれたとしても維持費の面で過酷な圧迫を感じざるを得ない事情下にあつた。

なおこの経費の増大は、各会社において戦後も戦争中から引続き擁していた、常時は不必要な余分の人員によつても、引き起されていた。これは戦後のさなきだに相つぐ物価高により、賃銀の循環的高騰を来たしていた際とて、経理上相当の重荷を課していたものであつた。

この各会社の人員の増加は、戦争のため起つた少なからざる応召徴と、既契約管理事務の中核をなす保険料原票の疎開により、終戦前後おびただしい新規内勤従業員を採用したためのものであつて、特に新会社設立一兩年後事務が整備され、またその本店集中化の行われるに至つたとき、目につく現象となつていた。もつともこの応召徴は戦時中の至上命令的なものであり、また巨万の枚数に上る原票の疎開は、一つには空襲激化により交通機関の阻害杜絶が与える事務の渋滞に備え、一つには本店爆撃により同原票の万一の焼失がもたらす收拾不可能な事務の混乱に備えた、万全の策から出たもので、政府の勧奨もあり行われたものであつた。

戦争の末期、前記のように多数の新規採用者があつたとはいへ、少なからざる事務に堪能な従業員の応召応徴により、また焼爆による混乱や空襲による交通機関の阻害により、さらに原票の疎開によつて事務の不整備は免れなかつたので、これが早急の完備のための事務量は以上のように後には過剰を告げた人員でもなかなか手にあまるほどで、臨時雇、筆耕等の応急手段に訴えた会社もあつた。

また物価暴騰による賃銀の循環的高騰については、インフレの昂進に伴い、当初臨時手当等の形で多少の色づけをして来たとはいへ、二十一年中に漸次各社に結成されて来た従業員組合と会社側との団体交渉により、給与にある程度の目立つ引上げが行われたのであつた。

全既契約の完璧な次回後保険料の払込もなお維持費のひどい不足を来たすのに、当時次回後保険料の払込をめぐり、これを阻む数々の悪材料が伏在していたので、既契約収入保険料は急減を起していた。

すなわち新契約の断面の項で詳記したような、インフレによる既契約の価値激減や、一万円超過部分の棚上げ、その他新契約の場合と同じ悪条件が、世人から生命保険への関心を無くしていた。また戦災、疎開のため起つたおびただしい既契約者の住所変動、各会社本店所管保険料原票の各地方への疎開、応召応徴による事務に堪能な男子職員の激減等一連の事情も保険料払込の契約者への連絡を不徹底にしていた。それに代理店における集金関係事務員の物価高による廃止ないし能率低下は、代理店自らの保険料収入率の低減を来していた。さらに終戦後代理店における収入保険料がとかく滞留勝ちとなつたことも、本店収入保険料の減少の一因をなしていた。

既契約の保険料払込の激減はこのために必要な労力、物資ならびに郵税、したがつてその経費を徒費するともに、収入保険料中の経費に使い得る部分からなる支給源の減少を招き、給料その他現金の支出を不円滑ならしめ、

経営を圧迫した。

また保険料が払い込まれた場合、その契約に対する責任準備金の増加分は、新規投資によるインフレ下の高率利息にも現実にあづかる機会を与えるものであるが、保険料払込の減少はこの利益を減殺した。

上記のような悪環境による既契約収入保険料の不成績に当面したので、各会社は契約者への連絡徹底のため、また事務整備のため懸命の努力を注いだ。しかし前述のように完全な全既契約保険料の払込もなお、維持費ないし新契約費の大きい不足を生み、生保会社を困憊させる状態にあつたから、主務官庁では保険業法第十条に基づき保険料を若干、まず新契約に対しては二十一年十一月から、既契約に対しては同年十二月から引上げ、これを経費に充当することを許した。⁽⁶⁾

保険料の新契約ならびに既契約に対する引上げは、経理上力強い一条の光明を投げたものであつた。しかし新契約において真に全面的光明と化し、経理的余裕を生むには以前といささか程度に差ができたとはいえ、新契約のいわばインフレ的飛躍を依然として必要とした。また既契約の一件平均が例えば二五〇〇円では、このような既契約保険料の引上げも、よし既契約保険料の完収がみられたとしても、猛インフレによる小口化した既契約の維持費を充分に賄うにはほど遠いものであつた。

戦争による死亡支払保険金は、後に至つて政府の再保険あるいは補償により相当程度填補をみたけれども、インフレのさ中には、少なからず会社の経理面を圧迫したものである。これについては項を新たにして触れたい。

註(6) 引上げの率は保険金千円当りの保険料につき、維持費三元、新契約費五円である。ただし後者の五円は全保険料払込期間の保険料に割当てられるから、一年分の保険料ではごく軽少に過ぎない。

3 戦争による死亡支払保険金

当然予想されることながら生保会社の死亡支払保険金のうち大きい部分が、保険約款上大変乱のばあいは削減して支払い得る戦傷病死によるものであつた。ことに大平洋戦争突入以来急増したこの特殊支払保険金は、一会社の実例をみるに、二十年三月末までにすでに一億円になんなんとする金額、すなわち一般死亡による支払保険金額の三分の一の金額に上つていた。

この死亡保険金は、平時だけを対象とした保険料算定に使用の予定死亡表では、考慮に入れていなかったもので、その金額の少ないうちは会社の余剰金から支出し得るとしても、それには自ら限度があり、早晩明かに收支上異常な重荷になるものであつた。

すなわち太平洋戦争後半のその苛烈さは保険金支払の上にも反映し、同上会社をみるに、二十年四月から、二十三年三月までの戦争に基因する死亡支払保険金は四億円近くに上つた。この数字はこの三年間の一般死亡保険金三億四千万円余を越える金額で、その会社への重荷の程を想察できるであろう。

政府も戦局の苛烈化した戦争末期に至り、生保会社のおまりの過酷な負担にかんがみ、昭和二十年四月一日から同年末まで（事實は終戦時まで）の戦傷病死による死亡に対し、政府は生命保険中央会による再保険制度を実施することになつた。

このようにして日華事変勃発以来昭和二十三年三月末までの戦争に起因する同上会社の支払死亡保険金総額は五億円に近い数字になつた。このうち戦争再保険分一八六百万円を除く三億一千万円余に上る巨額の金額は、結局会

終戦後の我が国生命保険事業について(川元)

九二

社自らの負担するところとなつた。後に述べる同会社への政府補償金にはこれを招来した要因として、この莫大な戦争による死亡支払保険金も大きく影響していたことは看過できない。そしてこの政府補償金の現実に会社に交付されたのは遙か後の二十三年十一月であり、再保険金の政府からの交付も会社から受取人への保険金支払時日より相当遅れているので、その過程の間に、さなきだに前述のように收支経理上苦境にあつた生保会社は、この支払金からなみなみならぬ重圧を与えられた。

4 敗戦、インフレおよび戦時補償打切りの資産への打撃と

金融機関経理応急措置法および同再建整備法

敗戦は我が国全外地喪失の悲運を招き、猛インフレの跳梁を生んだ。

全外地の喪失によつては、昭和二十一年八月十日、いわゆる指定時の決算によれば、全生保会社で総額二十七億円に上る在外資産を空に帰した。これは満洲、朝鮮、台湾、中華民国にある企業の株式、社債を持ち、またこれ等企业に対する貸付を行つていたからである。なお中国での投資は、太平洋戦争中同国においての收受保険料の内地送金の停止と、その現地投資の措置が採られたことによつて、大半行われたものであつた。⁽⁷⁾

猛インフレによつて、さきに立ち入つた検討を加えたように、生保会社は收支の面において荆の道を歩ませられたが、資産そのものにおしてもおしなべての金融機関がそうであるように、事業会社とは逆に、貨幣価値の暴落に伴い、資産の実質的価値の激減にあい、異常な不利を喫した。

それは資産の大部分が物的形態を取る事業会社においては、物価の急騰により土地、工場、機械、その他の設備

原料、半完製品等に大きな値上りを来たすにかかわらず、金融機関においては営業社屋その他の不動産ならびに株式を除き、預貯金はもちろん、貸付金、国公債、社債等大部分の資産はみなインフレにより何等の値上りをも生じないからである。一方負債はインフレでも従来と何の変動もなかつた。それで事業会社ではインフレにより大きな値上りを示した資産は負債より巨額の超過に恵まれただけでなく、従前の借入金を価値の暴落した通貨で返済し、その間巨利を博するという有利な地位にあつた。金融機関としての半面の性格を持つ生保会社は、これ等事業会社との相対的地位の低下という意味でも極度の不利を経験した。⁽⁸⁾

なお株式においては、単に猛インフレだけの角度からいえば、値上りの好影響を受けるはずであるが、当時の我が国の生保会社では株式投資は戦時中の政府の政策により軍需産業に重点がおかれたので、戦後その株価の暴落するものが続出するという憂目にあつた。

いま全生保会社のいわゆる指定時決算の要約した貸借対照表を掲げれば、

全生保会社貸借対照表（昭和二十一年八月十日現在）

資 産		負 債	
現金および預金	九一四、六一〇	支 払 備 金	六三八、七一四
有 価 証 券	七、一〇三、八四一	責 任 準 備 金	一一、三一九、七七二
貸 付 金	一、二三五、三五八	資 本	三〇二、六四二
不動産および動産	一八二、四五〇	積 立 金	一、〇八八、七四四
その他の	三六六、八四七	諸 備 金	
在外資産	二、六九八、三四一	そ の 他	
欠 損 金	一、八四八、七二三		
合 計	一四、三五〇、一七〇	合 計	一四、三五〇、一七〇

備考

福富暉夫「生命保険会社の再建整備について」生命保険経営第十七巻第二号、四頁

右の表の欠損金十八億五千万円を在外資産二十七億円と合せると、四十五億円となるが、これが結局指定時における全損失金を示すものであつた。そしてこの欠損金十八億五千万円は責任準備金の積増、軍需補償打切りからの繰よせ損失、既述の戦争による老大な死亡支払保険金および物価暴騰により急増した経費等に原因を有するものであつた。

またこの責任準備金の積増は、将来における政府補償の際の便を考え、種々なる保険種類における責任準備金の計算方法を統一し、その予定利率を三分とすることになつた事実の主として起因した。なお右表の数字は有価証券および貸付金等の再評価の全然行われていないものである。当時資産の再評価を如何なる方法で行うかについて種々なる見解があり、政府の方針もまだ決定していなかつた。⁽¹⁰⁾

実に資産上生保会社に直接の強い衝撃を与えたものの一つは、この資産の再評価に密接な関係のある戦時補償の打切りであつた。

当時の猛インフレの根源は、戦時中不自然に累積された物的裏付のない擬制資本にあり、これに関係ある国家補償を打切るべしとは、つとにその声を聞くところであつたが、政府は戦時補償公約の信義の立場から、また大小多数事業の総倒れになる懸念から、昭和二十一年一月発表したように、一応一千一百億円以上に上る軍需補償ならびに債務補償、その他の義務を全面的に履行した上で、改めて推定一千億に上る大幅の財産税を課し、国公債の消却に当てる方針であつた。しかるにこの財産税の徴收成功の可能性に対して大きい危惧の念が持たれ、また前述の方針は金融機関の救済に墮したもので、補償打切りはもちろん、軍事公債利払停止すら行うべしとの手厳しい反対論がやかましかつたので、政府も遂にインフレの抜本的切開手術として、二十一年七月同補償の全面的打切りを断行

することに決定した。⁽¹¹⁾

すなわち二十一年七月、戦時補償特別措置令を施行し、軍需会社等の有する戦時補償請求権に対する特別全額課税の方法によつて、戦時補償の打切りが行われたのであつた。

当時の金融機関が大きな国公債を所有していたから、さきに收支経理面の項で記したように、インフレで急増する経費のため現金収入の不足に苦悩していた当時の金融機関にとつて、ことに激増する死亡支払保険金がこれに拍車をかけている生保会社にとつて、国公債の消却は、よし一部のものであつても、また早ければ早い程よい救急の妙薬であつた。実に消却の金額が多ければ、もちろんこの苦悩が少なからず緩和されたであらうし、さほどのものでなくても、ある程度は高金利による資金の運用が可能となり、インフレの利益に少しは均霑できたのである。いまや金融機関のこのような希望的な利益の夢は消え去つた。

戦時補償打切り、すなわち戦時補償金ならびに戦時保険金の請求権を有する特別経理会社において、同請求権に対する特別全額課税の方法により補償打切りの行われるときには、これに伴つて事業界および金融界になみなみならぬ影響を及ぼし、これを放置する場合混乱を起し、戦後の回復再建に大きい障害を与える恐れが多分にあつた。それでこれに対処して会社経理応急措置法およびこれと表裏一体をなす金融機関経理応急措置法が八月十五日公布実施された。またその前提として八月十一日には預金の第一封鎖および第二封鎖の区分を規定した金融緊急措置令施行規則改正の省令が公布実施されて⁽¹²⁾いた。

会社経理応急措置法により、いわゆる指定時の二十一年八月十一日午前零時をもつて会社財産を新旧二勘定に分け、自後の事業続行に必要な資産はこれを新勘定に、その他の財産は旧勘定に所属させ、かくて一面新勘定で企業

の正常な運用を確保しつつ他面旧勘定で同勘定財産の嚴重かつ公正な管理を、会社の整備再建の完了するまで行うことになった。そして戦時補償打切りに対処しつつ生産の順調な発展を図るために、過去の債権債務関係に煩わされることのないよう、指定時前の原因に基づく債権債務関係には、いわゆる棚上げをすることになった。これで新勘定で全力を注いで再建活動を行い得る態勢が整ったが、さらに同年十月公布実施の企業再建整備法により、旧勘定について「特別損失」⁽¹³⁾を計算し、再建整備計画を立てることになった。そしてこの損失は先づ減資により穴埋され、なお不足する部分には旧債権の切捨ての措置が取られることになった。⁽¹⁴⁾

このようにして会社経理応急措置法により、軍需会社へ多額の貸付を有していた金融機関は、これを放任するとき戦時補償打切りの影響が皺寄せされて、少なからぬ損失を受けることが察知された。また金融機関は、特経会社が同打切りによつて受ける多大の損害を反映して、その所有株式および社債の再評価価格の低落することによつても損失を蒙り、とりわけ長期金融機関としての生命保険会社は、その高占率の株式ならびに社債の所有により、ひどい被害を受けることが予見された。これ等に対処する方法として二十一年八月十五日にはさきに述べた金融機関経理応急措置法が、また十月十九日には金融機関再建整備法が公布実施されるに至つた。

金融機関経理応急措置法によつては生保会社の資産および負債にも新勘定および旧勘定の区分が設けられ、資産では旧勘定に整理を要する不良資産をすべて所屬させ、新勘定にはそうでない資産を計上することになった。また負債では新勘定に一万円以下の契約（既払保険料千二百円以下の場合は一万円を超えても同保険料まで）が屬せられ、その支払を保証する措置が取られた。これは銀行等における一万五千元までの第一封鎖預金（一世帯四人以上の場合は一八四千元にて最高三万二千元まで）と同様、社会政策的保護を必要とする見地から行われたものである。⁽¹⁵⁾なお新勘定

の負債は八月十一日以降の新契約ならびにこれ以前のものでも自由払（新円払）の契約は全保険金額がこれに属せられた。また旧勘定の負債には、資本金ならびに諸積立金とともに保険金一万円超過部分の足切り責任準備金がこれに所属させられることになった。

さて生命保険会社の資産は、金融機関再建整備法の規定により、評価基準を定めた上でこれを評価し、かくて生じた損失は旧勘定の負債がこれを負担することになり、しかもなお損失の残るときには、政府がこれを交付公債で補償することとされた。

このようにして生保会社はその資産を新勘定と旧勘定に分けて再建に精進するとともに、旧勘定で整理に努力したが、敗戦による外地の喪失と猛インフレならびに戦時補償打切りによる資産の損失は意外に甚大であることが見込まれ、大正生命、日本団体を除く全会社において、これが填補の諸積立金、株金等自己資本の全資産を充当してもなお不足し、従つて金融機関再建整備法により整備完了を待つて解散し、いわゆる第二会社を作り、新勘定の保険契約は保険業法の手続きによりこれに包括移転するの免れぬことが予期された。

なお資産の評価は長時日の論議の末、金融機関の健全性を確保する意味で、簿価主義によることとなつたが、これも起因して果して生保会社は予想外の大損害を受けることとなり、二十三年三月末の最終処理において、損失金として結局政府補償を受けた金額は、⁽¹⁷⁾全生保会社で約三十八億円に上つた。

註(7) 山中前掲論文、一〇頁

(8) 吉野前掲書、五八―五九頁

(9) 福富暉夫「生命保険会社の再建整備について」生命保険経営第十七巻、四頁

(10) 福富前掲論文、四頁

終戦後の我が国生命保険事業について(川元)

終戦後の我が国生命保険事業について（川元）

九八

- (11) 時事年鑑一九四七年版、二三六―二三七頁
- (12) 財政金融新報第二号、一頁
- (13) 特別損失とは特経会社が終戦並びに補償打切りで受けた損失であつて、戦時補償特別措置法の課税額、在外資産、第二封鎖預金、他の特経会社に対する旧債権、賠償指定施設その他の合計から諸積立金その他を引いた金額である。（財政金融新報第五号、二―六頁）
- (14) 財政金融新報第一号、一七頁
- (15) 福富前掲論文、五頁
- (16) 財政金融新報第五号、二七頁
- (17) ここにいう簿価主義とは大体の方針をいつたもので、有価証券ならびに貸付金は金融機関再整備備法により、後に定められた評価基準（二十二年九月六日大蔵省告示第二〇七号、第二〇八号）により評価された。
- (18) この政府補償金額は二十三年十一月公債をもつて政府から補償を受けた。
- (19) 福富前掲論文、一一頁

5 新会社の設立

上述のような重なる難関の突破のため、各会社は滲澹たる苦心をしたが、昭和二十二年一月、日本生命首脳部は金融機関再整備備法に基づく第二会社の設立に先立ち、これに準じた新会社を設立するという構想を打ちだしたのであつた。そして同年四月十八日に設立認可を得、五月三日に発足を行つた。⁽¹⁹⁾ 同社のこの構想は上述のような諸問題につき、次のような考慮を下したからであつた。⁽²⁰⁾

すでに述べたように生保会社の損失は多額で、これを埋めるために自己資本に属する諸積立金のみでなく、株式（相互会社は基金）全額を当てねばならぬことは判然としていたので、旧会社の解散は必至の状態にあつたが、敗戦

後のインフレのために、ただならぬ圧迫を受け呻吟していた生保会社に対し、二十一年暮頃から翌年にかけて、第二会社の認可基準問題が起つていた。これは種々の紛議とデマの種となり、第二会社として残り得る会社につき業界にも話題を生んでいた折柄とて、自然保険加入者においてその加入会社の第二会社としての存続可能性あるはその加入契約の他の第二会社への移転に関連して、不安を抱きはしないかが懸念された。

このような不安や危惧感、ことに八月十一日以降の契約に対しては極力これを取り除くことが既契約者に対する会社当事者の緊急事と考えられたのであつた。

このような不安や危惧感は、また新契約の向上にもきわめて好ましくからぬ影響を与えるものであつた。ましていわゆる第二会社の設立までには、旧会社資産の評価基準決定等客観的情勢の成熟を待たねばならず、その間相当日の経過が予見されたので、同社首脳部は徒らにこれ等待つておるべきではないとの断案を下した。

他方生保会社は、新契約業務と既契約業務とが、業務上からも経理上からも大体分け得る特色を取りあげ、新会社を過去の暗い影のないすつきりした、何事も外野本位に組み立てた姿となし、新契約一本でスタートさせ得ることを考へた。

また全従業員、ことに新契約関係従業員の心気一転、士気昂揚も一つの狙いであつた。猛インフレに弱い生保事業として、これ等従来員の意気消沈は免れなかつたが、新契約募集に可能な限り理想的な組織を持つ新会社の発足によつて、勇躍その職務に精進するであろう、というのも一つの意図であつた。

このようにして、評価基準等決定していわゆる最終処理が完了し、旧会社が解散されて、その新勘定契約が新会社へ包括移転されるまで、両会社併存のこととして新会社を発足させることにしたのであつた。

終戦後の我が国生命保険事業について（川元）

100

同社のこの新会社設立で特色の一つとなつてゐる相互組織の採用は、旧会社の株式組織採用は創立当時の社会および経済状態に基づくものであつて、例えば同社創立の明治二十二年といへば、保険業法どころか商法の制定すらなく、それまでにできた百数十の類似保険団体の殆んどすべてが数年しては倒壊してゐた時代であつた。⁽²²⁾ 事情の一変した今日同社では、相互化により創業当初から契約者利益配当を公約、実行したその精神を、新会社の組織形態の上に具現しようとしたのであつた。⁽²³⁾ なおまた企業の民主化を意図したこと、先進アメリカにおいて相互組織の多いこと、旧財閥との資本的関連を絶ち切ろうとしたこと、戦時中株式組織から相互化のできる規定の業法に設けられたことなども、各会社が新会社を相互組織とした一般的理由としてよくいわれてゐる。⁽²⁴⁾

また同社は新会社の相互組織の形態に新機軸を創出し、諮問機関として評議員会を設けた。それは社員総代の中から互選した社員と、学識経験者とから成るもので、株式会社社の社外重役のように重要事項を諮ることにしたのであつた。

日本生命の新会社に引きつづき六月には朝日（旧名帝國）、光（二十七年旧名安田に復帰）七月には大同、明治、東京（旧名野村）、結局翌年一月までに中央（二十七年旧名三井に復帰）、日新（二十九年旧名日産に復帰）、第百、平和（旧名板谷）、大和、東邦（旧名新日本）、太陽を加え合計十四社が新会社を設立した。⁽²⁵⁾ そしてこれ等の会社は平和生命を除きすべて相互組織をとり、またその半数が諮問機関として評議員会を設置した。

なお前から相互組織の第一、千代田、富国の三生命では、後に行われた金融機関再建整備法の一部改正により新勘定増資の規定が設けられたので、これに準拠して二十二年十月から十一月にかけ新勘定に一〇〇万円の基金を設け、会社を存続し、再出発したのであつた。⁽²⁵⁾

以上十四社では悉く、最終処理終了により旧会社が解散され、その新勘定契約が新会社へ包括移転されるまで、新旧会社を併存し、新会社はもっぱら新契約募集に当り、旧会社は契約維持事務を担当することにしたが、二十三年三月末、各会社とも最終処理を完了し、四月一日から相互会社一本となつて業務を営んだ。⁽²⁷⁾

- 註(19) 日本生命保険相互会社第一回報告書、一頁
 (20) 日本生命編「日生のあゆみ」二九―三二頁
 (21) 福富前掲論文、九頁
 (22) 本邦生命保険業史、八〇頁
 (23) 前掲「日生のあゆみ」三一―三二頁
 (24) 山中前掲論文、一一頁
 (25) 昭和二十八年度「保険年鑑」八一―三頁
 (26) 福富前掲論文、一一頁
 (27) 山中前掲論文、一一頁